

市第 197 号議案

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 3 月11日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年 3 月横浜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

環境整備業務手当は、規則で定める事務所等に勤務する職員（市長が定める者に限る。）が一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137 号）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。）の収集、運搬及び処分その他規則で定める環境整備に関する業務に従事した場合に支給する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「月額 2,000 円」を「日額 100 円」に改め、同項第 2 号中「月額 9,750 円」を「日額 260 円」に改める。

第 7 条第 1 項中「。以下「勤務時間条例」という。」を削り、「又は勤務時間条例」を「又は同条例」に、「若しくは勤務時間条例」を「若しくは同条例」に改める。

第 9 条を削る。

第10条第 4 項を次のように改め、同条を第 9 条とする。

4 支給額が日額により定められた特殊勤務手当に係る業務に従事した日数は、暦日によって計算する。

第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提 案 理 由

環境整備業務手当の支給方法を改めるとともに、当該手当の支給対象となる業務を明確にする等のため、横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（環境整備業務手当）

第 4 条 環境整備業務手当は、規則で定める事務所等に勤務する職員（市長が定める者に限る。）が一般廃棄物（廃棄物の処理及び他の環境整備に関する業務を所管する事務所等（規則で定める清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項に規定のものに限る。）に勤務する職員（市長が定める者に限る。）に対する一般廃棄物をいう。）の収集、運搬及び処分その他規則で定める環境整備に関する業務に従事した場合に支給する。

2 前項の環境整備業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 技能職員 $\frac{\text{日額 } 100 \text{ 円}}{\text{月額 } 2,000 \text{ 円}}$

(2) 事務職員又は技術職員 $\frac{\text{日額 } 260 \text{ 円}}{\text{月額 } 9,750 \text{ 円}}$ を超えない範囲内において規則で定める額

（教員特殊業務手当）

第 7 条 教員特殊業務手当は、給与条例別表第 4 高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員（その職務の級が 5 級である職員を除く。）が次に掲げる業務に横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和 26 年 12 月横浜市条例第 61 号 以下「勤務時間条例」という。）第 2 条に規定する勤務時間の時間外 又は同条例又は勤務時間条例第 3 条第 1 項及び第 4 項に規定する勤務を要しない日若しくは同条例 若しくは勤務時間条例 第 5 条に規定する休日（以下「休業日」と総称する。）若しくは休業日に特に勤務することを命ぜられた場合に与えられる当該休業日に代わる日において従事した場合に支給する。

（第 1 号、第 2 号及び第 2 項省略）

(短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の支給額)

第 9 条 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 28 条の 5 第 1 項

に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員 (同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。) に月額で支給される第 4 条に規定する特殊勤務手当の額については、当該特殊勤務手当の額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項又は第 4 項の規定により任命権者が定めるその者の勤務時間を同条第 1 項の規定により任命権者が定める同条第 3 項及び第 4 項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(支給方法)

第 9 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

第 10 条

- 4 支給額が日額により定められた特殊勤務手当に係る業務に従事前 2 項に規定する特殊勤務手当の支給額の減額調整等に関し必
した日数は、暦日によって計算する。
要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 10 条 (本文省略)
第 11 条